



令和7年度 介護保険サービス事業者等

集団指導

高槻市健康福祉部福祉指導課

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。





令和6年度 介護報酬改定の項目(一部抜粋)

- 1 「書面掲示」規制の見直しについて
- 2 業務継続計画の策定及び未策定減算について
- 3 高齢者虐待防止措置について
- 4 身体的拘束等の適正化の推進について
- 5 協力医療機関の届出について
- 6 利用者(入所者)の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



1 「書面掲示」規制の見直しについて①

運営基準において、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、事業所に備え付けもしくは壁面等への掲示により、自由に閲覧できるようにすることが求められていました。

(追加された改正点)

令和7年4月1日から義務化

原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



1 「書面掲示」規制の見直しについて②

ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。

事業所としてすべきことは、事業所内等の掲示に加えて、ウェブサイトにも重要事項の掲載をすることです。

○重要事項とは・・・

運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



2 業務継続計画の策定及び未策定減算について①

業務継続計画策定については、運営基準上、経過措置がある居宅療養管理指導を除く全サービスに策定の義務があります。

業務継続計画が策定できていない場合には、居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除くサービスは、**介護報酬の減算**となります。

* 一体的に運営している介護予防事業についても含みます。

この音声はVOICEVOX: 四国めたんを利用しています。



2 業務継続計画の策定及び未策定減算について②

業務継続計画未策定減算については、**業務継続計画が策定できていない場合に減算の適用**となります。

業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施ができていなかった場合については、業務継続計画未策定減算にはあたりません。



しかし、減算はなくとも**運営基準違反**に該当します。

この音声はVOICEVOX: 四国めたんを利用しています。



3 高齢者虐待防止措置について①(未実施減算)

減算適用外のサービス: 居宅療養管理指導、特定福祉用具販売
令和9年4月1日から減算適用のサービス: 福祉用具貸与
* 一体的に運営している介護予防事業についても含みます。

(減算が適用となる項目)

- 1 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的には開催していない。
- 2 高齢者虐待防止のための指針を整備していない。
- 3 高齢者虐待防止のための年1回もしくは年2回以上の研修を実施していない。
- 4 高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない。

1から4に該当する項目がひとつでも実施できていない場合は、減算となります。



3 高齢者虐待防止措置について②(委員会の検討内容 1)

虐待防止検討委員会において1から7について検討すること。

- 1 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。
- 2 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- 3 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- 4 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



3 高齢者虐待防止措置について②(委員会の検討内容 2)

- 5 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- 6 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- 7 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



3 高齢者虐待防止措置について②(委員会の検討内容 3)

委員会とは…

虐待の件数や虐待事案を話し合うだけの場ではありません。

また、委員会等で得た結果は、従業者に周知徹底を図ってください。



3 高齢者虐待防止措置について③(指針の見直し 1)

虐待防止のための指針に1から9までの項目がありますか？

- 1 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- 2 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- 3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- 4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- 5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



3 高齢者虐待防止措置について③(指針の見直し 2)

- 6 成年後見制度の利用支援に関する事項
- 7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- 8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- 9 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



4 身体的拘束等の適正化の推進について①(緊急やむを得ない対応 1)

介護保険の運営基準

サービスの提供にあたっては、「利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合を除き**、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をおこなってはならない。」



緊急やむを得ない場合とは・・・

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



4 身体的拘束等の適正化の推進について①(緊急やむを得ない対応 2)

身体的拘束における緊急やむを得ない場合に該当する**3つ**の要件

「切迫性」・・・利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

「非代替性」・・・身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。

「一時性」・・・身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。



4 身体的拘束等適正化の推進について② (身体的拘束を行う場合の記録)

令和6年の介護報酬改定で「身体的拘束を行う場合の記録」に関する基準が追加されたサービス

訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援

* 一体的に運営している介護予防事業についても含みます。

身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

この音声はVOICEVOX: 四国めたんを利用しています。



4 身体的拘束等適正化の推進について③ (身体的拘束廃止未実施減算 1)

(減算が適用となるサービス)

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

* 一体的に運営している介護予防事業についても含みます。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



4 身体的拘束等適正化の推進について③ (身体的拘束廃止未実施減算 2)

(減算適用が適用となる項目)

- 1 身体的拘束に係る記録を行っていない。
- 2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない。
- 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。
- 4 身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない。

1から4に該当する項目がひとつでも実施できていない場合は、減算となります。



5 協力医療機関との連携及び市への届出について① (協力医療機関の要件 1)

(対象サービス)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設

(協力医療機関の要件) (令和9年4月1日から義務)

- 1 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 2 当該施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 入所者の病状が急変した場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



5 協力医療機関との連携及び市への届出について① (協力医療機関の要件 2)

(対象サービス)

特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

* 一体的に運営している介護予防事業についても含みます。

(努力義務)

(協力医療機関の要件)

- 1 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 2 当該事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



5 協力医療機関との連携及び市への届出について② (新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携)

事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を決めるように努めなければならない。

事業者は、**協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。**

この音声はVOICEVOX: 四国めたんを利用しています。



5 協力医療機関との連携及び市への届出について③

1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市に届け出てください。

The screenshot shows the Takatsuki City website interface. The main content area is titled '【介護保険】協力医療機関に関する届出' (Nursing Insurance Collaborative Medical Institutions Reporting). Below the title, it states '令和6年度介護報酬改定に伴い、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市に届け出ることが義務付けられました。' (Along with the revision of nursing care fees for fiscal year 2024, from January 1st onwards, it is required to confirm the response for cases where a sudden change in the condition of the resident occurs with collaborative medical institutions, and to report the name of the collaborative medical institution to the city.)

Additional links and information visible on the page include:

- AI (人工知能) はこんなページをおすすめします
- 【介護保険】申請書等様式ダウンロード
- 令和7年4月1日から適用となる「業務継続計画の未策定減算」及び「身体拘束廃止未実施減算」の介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の提出について
- 医療費控除の対象となる介護保険サービス
- 特別居がいき手当のご案内
- 医療みなし事業所に係るみなし指

毎年1月31日までに
ご提出ください。
市ホームページ
ID: 139597

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



5 協力医療機関との連携及び市への届出について④

(別紙1)		協力医療機関に関する届出書				令和	年	月	日
各指定権者 各許可権者 殿									
届出者	フリガナ 名称								
	事務所・施設の所在地	(郵便番号 -)							
		(ビルの名称等)							
	連絡先 事業所番号	電話番号	FAX番号						
	事業所・施設種別	<input type="checkbox"/> 1 (介護予防)特定施設入居者生活介護	<input type="checkbox"/> 2 地域密着型特定施設入居者生活介護						
		<input type="checkbox"/> 3 (介護予防)認知症対応型共同生活介護	<input type="checkbox"/> 4 介護老人福祉施設						
	<input type="checkbox"/> 5 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	<input type="checkbox"/> 6 介護老人保健施設							
	<input type="checkbox"/> 7 介護医療院	<input type="checkbox"/> 8 養護老人ホーム							
	<input type="checkbox"/> 9 軽度老人ホーム								
代表者の職・氏名	職名	氏名							
代表者の住所	(郵便番号 -)								
協力	①施設基準(※1)第1号(※2) の規定を満たす協力医療機関	医療機関名	令和 年 月 日	協力医療機関の 担当者名	医療機関コード				
	②施設基準(※1)第2号(※3) の規定を満たす協力医療機関	医療機関名	令和 年 月 日	協力医療機関の 担当者名	医療機関コード				
		医療機関名	令和 年 月 日	協力医療機関の 担当者名	医療機関コード				
		医療機関名	令和 年 月 日	協力医療機関の 担当者名	医療機関コード				

協力医療機関としての要件を満たしていることがわかる協定書になっていますか？

更新時に確認しましょう。

毎年確認を行う必要があります！！
確認を行った日を記載してください。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



6 利用者(入所者)の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について①

令和9年4月1日から義務化となります。(経過措置あり)

(対象サービス)

短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設

* 一体的に運営している介護予防事業についても含みます。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



6 利用者(入所者)の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について②

委員会設置の目的は・・・

介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備していくこと。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



6 利用者(入所者)の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について③

委員会の構成メンバーは…

管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、検討してください。

なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えありません。

委員会の開催回数は…

定期的に開催することが必要です。開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないように留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を決めてください。



6 利用者(入所者)の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について④

委員会の開催前には・・・

本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましいとされています。

「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」
介護サービス事業(施設サービス分)令和2年改訂版が厚生労働省のホームページにも掲載されていますので、開催前に参考資料としてご覧ください。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



6 利用者(入所者)の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について⑤

介護保険の運営基準には・・・

事業者は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該施設における入所者(利用者)の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことも可能)を定期的に行なわなければならない。

この音声はVOICEVOX: 四国めたんを利用しています。



6 利用者(入所者)の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について⑥

厚生労働省のホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>

介護サービス事業(施設サービス分)における
生産性向上に資するガイドライン

施設・事業所向け手引き

より良い職場・サービスのために
今日からできること
(業務改善の手引き) パイロット事業令和2年度版

この他、医療サービス版や居宅サービス版もありますので、厚生労働省のホームページをご覧ください。

この音声はVOICEVOX: 四国めたんを利用しています。